

近江八幡市介護給付適正化検討会 概要

1. 目的

原則として介護給付が認められず、個々の利用者の心身の状況に応じて個別に判断することが必要な介護サービスに対し、サービスの利用及び給付の適正化を図ることを目的に、近江八幡市介護給付適正化検討会（以下、検討会という。）を開催します。

2. 開催日時

・原則 毎月 第4水曜日 午後1:30～

※日程調整の都合により、変更される場合があります。

3. 必要書類

○サービス利用相談伺い

【当市 HP>申請書ダウンロード>申請書ダウンロード（介護保険 資格・認定・給付関係）】

○添付書類

- ・利用者基本情報（フェイスシート）
- ・アセスメントシート
- ・居宅サービス計画書（案）
- ・サービス担当者会議録
- ・サービス利用票（案）
- ・モニタリング記録（直近分）
- ・主治医連絡票（サービス担当者会議に欠席の場合等必要な場合）
- ・訪問介護計画書（案）＜訪問介護の場合＞
- ・特別養護老人ホーム入所申込書（写）＜短期入所半数越えの場合＞
- ・その他（必要があれば）

※アセスメントシート、利用者基本情報（フェイスシート）、訪問介護計画書が特に漏れやすいのでご注意ください。

※同居家族が要介護認定者の場合は、同居家族の書類も1式ご提出願います。

4. 検討対象

○同居家族のいる場合の生活援助（訪問介護）

【家族が障害や疾病等の理由により、家事を行うことが困難な場合等】

○院内介助（訪問介護）

【身体介護中心で算定する場合】

○短期入所生活（療養）介護利用の認定期間半数超え 等

【今後何らかの理由により月の半数を超えてサービス利用が継続して必要になると判断された時点で申請願います】

5. 注意事項

- ・検討会開催日の2週間前までに必要書類を介護保険課へ提出していただきますようお願いします。
- ・適正化検討会当日には担当ケアマネジャーの出席をお願いします。
（原則20分程度）

【参考】

○同居家族のいる場合の生活援助（訪問介護）

■指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）抜粋
別表

指定居宅サービス介護給付費単位数表指定居宅サービス介護給付費単位数表

1 訪問介護費

注 3 ロ（生活援助が中心である場合）については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

■指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年老企第 36 号）抜粋

第二 居宅サービス単位数表に関する事項

2 訪問介護費

（5）「生活援助中心型」の単位を算定する場合

注 3 において「生活援助中心型」の単位を算定することができる場合として「利用者が 1 人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。

○院内介助（訪問介護）

『通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合』及び『身体介護が中心である場合』の適用関係について（平成 15 年 5 月 8 日老振発第 0508001 号、老老発第 0508001 号）

（内容は省略）

○短期入所生活（療養）介護利用の認定期間半数超え

■指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号）抜粋
（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第 13 条 第 1 項 第 20 号

介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。